

平成28年1月15日

国道11号の横断歩道橋の撤去及び架け替えに伴う 一時通行止めのお知らせ

香川河川国道事務所では、道路利用者が安全・安心に通行出来る歩行区間の確保を目的として、旧築地小学校前横断歩道橋の撤去及び、旧高松市市民文化センター前横断歩道橋の架け替えを行います。

撤去及び架け替えに伴い、国道11号の一時通行止めを行いますので、ご通行の皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

1. 工事箇所： 一般国道11号 高松市築地町(旧築地小学校前)
高松市松島町(旧高松市市民文化センター前)

撤去を行う横断歩道橋：旧築地小学校前横断歩道橋

架け替えを行う横断歩道橋：旧高松市市民文化センター前横断歩道橋

2. 規制期間：【旧築地小前横断歩道橋付近】

1月20日(水) 1:30~2:30

(予備日1月21日(木))

- 【旧高松市市民文化センター前横断歩道橋付近】

1月29日(金) 1:00~2:00

(予備日1月30日(土))

2月17日(水) 0:30~1:30及び2:00~3:00

(予備日2月18日(木))

※詳細は別紙の通り

※天候及び現場状況により日時を変更する場合があります。

国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所

本施策は、四国圏広域地方計画「No. 5 圏域の連携による発展に向けた地域力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所

TEL (087)821-1561 (代表)

副所長 (道路)

◎ 高松国道維持出張所長

かわさき こうひろ

川崎 光洋 (内線205)

しみず しょうじ

清水 正二 (内線6321)

※◎：主たる問い合わせ先

国道11号の横断歩道橋の撤去及び架け替えに伴う一時通行止めのお知らせ

横断歩道橋の撤去及び架け替えのため、
下記のとおり**一時通行止め**を行いますのでご協力をお願いします。

工事箇所： 国道11号 高松市築地町(旧築地小学校前)
高松市松島町(旧高松市市民文化センター前)

規制内容： 国道11号 一時通行止め(1時間程度)

規制予定日：【旧築地小学校前】

1月20日(水) 1:30~2:30 (予備日 1月21日(木))

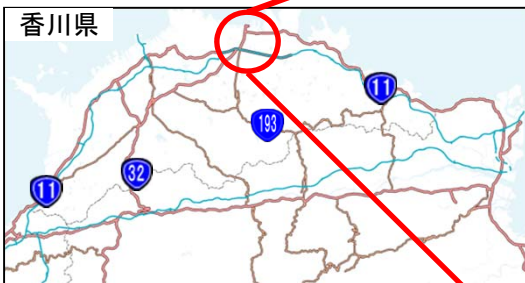
【旧高松市市民文化センター前】

1月29日(金) 1:00~2:00 (予備日 1月30日(土))

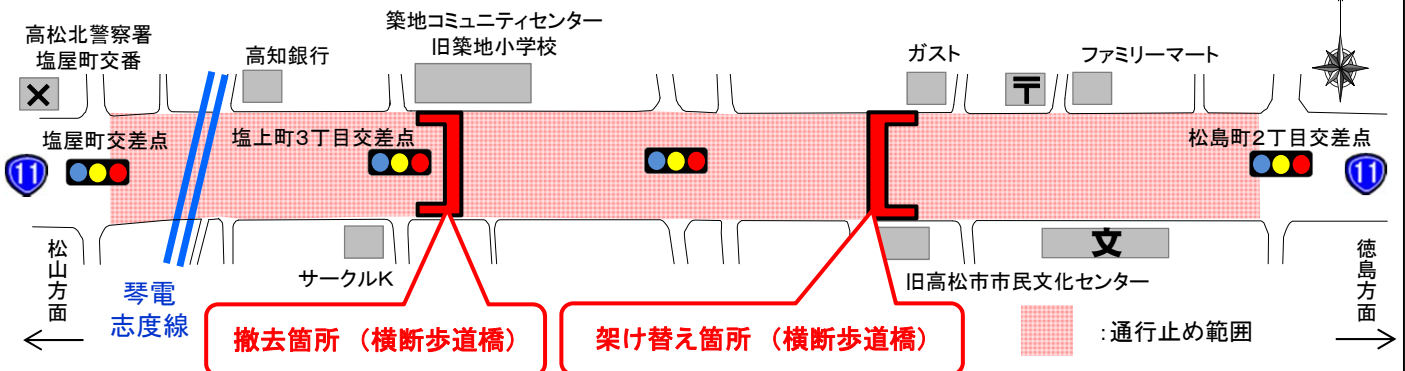
2月17日(水) 0:30~1:30 及び 2:00~3:00 (予備日 2月18日(木))

※規制日は天候や現場状況により変更が生じる場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

位置図



詳細図



一般財団法人日本デジタル道路地図協会のデータベースを使用。
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図2500
(地図画像)を複製したものである。(承認番号平26情標、第76号)